



香川県農業用資材価格高騰支援特別対策事業

生産資材の価格高騰の影響を受けた
農業者の皆様に生産資材費の一部を助成します。

申請期間

令和8年5月11日(月)～令和8年7月31日(金)まで

【交付対象者】 以下に該当する県内の耕種農業者

- ・認定農業者・認定新規就農者
- ・集落営農組織（規約があり、共同販売経理を実施していること）
- ・多様な農業人材認定者
- ・その他 知事が必要と認める者

【助成内容】

直近決算書類の「生産資材費」の2割
(補助金上限:30万円)

【申請から受け取りまでの流れ】

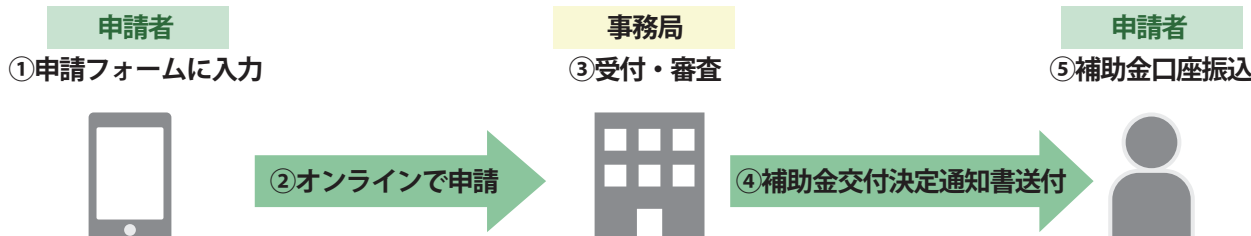
A 郵送による申請

申請書は専用ウェブサイトからダウンロード、または事務局に郵送依頼ができます。



B フォームによる申請

専用ウェブサイトから申請ができます。



【申請額の算出方法】

申請は1回限りとし、30万円を上限に支援します。

(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額となります)

直近の農業用資材費

直近(個人の場合令和7年)の決算書類における
「種苗費」「肥料費」「農薬衛生費」「諸材料費」の合計額
※合計額は20万円以上の場合に限る

× 0.2以内

【主要要件】

次の(ア)から(オ)までの要件をいずれも満たし、申請日時点において認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織または多様な農業人材のいずれかである耕種農業者(※)とする。ただし、知事が必要と認める場合はこの限りではない。

(ア)香川県内に住所を有する個人又は香川県内に主たる事業所を有する法人であること。

(イ)申請日時点において、営農を行っており、引き続き香川県内で営農を継続する意思を有すること。

(ウ)直近(個人の場合は令和7年の決算とする。)の決算書

(集落営農組織の場合は規約及び共同販売経理の決算書)があり、

それにおける生産資材費(種苗費、肥料費、農薬衛生費、諸材料費)が20万円以上あること。

(エ)農業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

(オ)県税に滞納がないこと。

(※)耕種農業者とは、売上の過半を作物販売が占める農業者をいう。

【説明会日程】

日付	時間	地区	会場
令和8年5月14日(木)	14時30分～	さぬき市	寒川農村環境改善センター(多目的ホール)
令和8年5月15日(金)	15時00分～	高松市	香南コミュニティーセンター(ホール)
令和8年5月19日(火)	15時00分～	丸亀市	飯山北コミュニティーセンター(多目的ホール)
令和8年5月21日(木)	15時00分～	まんのう町	仲南公民館(第3研修室)
令和8年5月29日(金)	15時00分～	三豊市	三豊市市民交流センター

説明会終了後、担当者と1on1で話せる個別相談会を実施!

※事前予約制となります。右の二次元コードから予約可能!



【郵送・お問い合わせ先】



香川県農業用資材価格高騰支援特別対策事業事務局

TEL

050-1752-4204

FAX

087-822-2650

〒760-0023 香川県高松市寿町1-1-8 日本生命高松駅前ビル10階

受付日時: 平日 09:00～17:30 ※休業日: 土日祝 HP: <https://jimukyoku.site/kagawa/nogyo-shien/>

本補助金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用事業です。